

国立大学法人京都工芸繊維大学の学長の任期に関する規則

平成16年5月31日制定
最終改正 令和4年3月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人京都工芸繊維大学（以下、「本学」という。）の学長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長の任期)

第2条 学長の任期は、本学の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施と連動させることを基本とし、その始期は、原則として、中期目標期間開始の1年前とする。

2 学長の任期は、3年とし、中期目標期間開始の1年前からの3年の任期を前半期、中期目標期間3年目からの3年の任期を後半期とする。

3 学長は、前半期の任期満了後に限り、引き続き後半期に再任されることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考規則（以下、「学長選考規則」という。）第3条第1項第2号から第4号までの事由により選考された後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の規定にかかわらず、後半期に新たに就任した学長は、学長選考規則第4条から第8条までに定める手続きに基づき再任されることができる。

(解釈等)

第3条 この規則の解釈等については疑義があるときは、学長選考・監察会議が決定する。

附 則

この規則は、平成16年5月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年6月20日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日の前日において、現に在任している学長の任期は、現に任命されている期間の終了する日までとする。

附 則

この規則は、令和2年3月24日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日の前日において、現に在任している学長の任期は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。